

## 姫路市中小企業従業員表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の事業所に勤務する従業員の勤労意欲を高揚させ、中小企業の振興を図るため、姫路市表彰規則（平成9年姫路市規則第34号）第3条第3号に該当するものとして市長が行う中小企業従業員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に本店、支店若しくは出張所又は主たる事務所若しくは従たる事務所（以下これらを「事業所」という。）を有しているものをいう。
- (2) 中小企業従業員 表彰を行おうとする日の属する年の4月1日（以下「基準日」という。）において、中小企業者に雇用されている者をいう。

### (表彰の基準)

第3条 市長は、中小企業者、姫路商工会議所及び姫路市商工会の推薦を受けた中小企業従業員であって、次に掲げる全ての要件に該当するものを選考の上、表彰する。

- (1) 基準日において、20年（市外の事業所に勤務した期間を除く。）以上同一（中小企業者について合併又は分割があったときは、合併前又は分割前の中小企業者と合併後又は分割後の中小企業者は、同一とみなす。以下同じ。）の中小企業者に雇用されている者であって、市内の事業所に勤務しているもの
- (2) 特に勤務成績が優秀で他の従業員の模範となる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業従業員は、表彰の対象としない。

- (1) 過去においてこの要綱に基づく表彰を受けた者であって、当該表彰を受けたときと同一の中小企業者に雇用されているもの
- (2) 基準日において、中小企業者の代表者若しくは役員又は中小企業者の代表者の

親族である者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に勤務する者

(4) その他市長が適当でないと認める者

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、毎年7月に行う。ただし、特別の理由があるときは、時期を変更することができる。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

2 この要綱による改正前の姫路市中小企業従業員表彰要綱第3条に該当し表彰された者は、改正後の姫路市中小企業従業員表彰要綱第3条に該当し表彰された者とみなす。